

憲法制定過程あれこれ (その3)

夫 英 中 田
東京大学教授

III 案観ゆえの準備不足

——総司令部案起草の決定までの民政局

一 二月四日の非常召集

「一九四六年二月四日、ハイットニは、民政局の行政部(Public Administration Division) 長官を兼ね、次のように述べた。

「これからの期間は、民政局は憲法制定会議の役をすることになる。マッカーサー將軍は、日本国民のために新しい憲法を起草するという歴史的任務の重なる仕事を、民政局に委託された。」

この宣言は、民政局長官を兼ねた。ラウエルによれば、ケイティスはこの話をきいて、大感興趣したといふことである(2)。

突然の通知に、民政局は全く準備不足だった。

第一に、憲法自体について検討を加えたものとしては、ラウエルが草案を起草した「レポート・日本の憲法についての

準備的研究と提案」(一九四五年一月二十六日)(3)および(憲法三原則草案をマッカーサーとする民間団体の)憲法研究会案に対するラウエル執筆の「憲法長官に対する覚書——案件、政治的グループによる憲法改正案に対する所見」(一九四六年一月一日付)があるにすぎなかった。このほか、一九四六年一月七日に成立し同一月一日に閣議として最高司令官に送付されていたSWNCC-1121(「日本の統治機構の草案」)(5)が参照された。(二月六日の民政局の会合で、「SWNCC-1121は、拘束力のある文書として取り扱われるべきである」とされている(6)。なお、ラウエルによれば、SWNCC-1121は、それまでは「秘」扱いされていたようである(7)。

第二に、どういった組織と手続で作業をするかも決まっていなかった。前記二月四日の会合の際で、「草案は、小さな実行小委員会に分けてなされるべきである。小委員会の作業は、……憲法委員会による

って調整されるべきである」(8)という方針が決ったが、これは「二月二日までに、民政局の草案が完成し、マッカーサーの承認を受けることを希望する」(9)とされている以上、誰しも驚くるところであろう。しかし、どういった委員会を作り、誰をそこに配属するかは、この会合後、ラウエルが決めることになった。ラウエルは、「民政局で国会、選挙運動、選挙を担当していた」スワウヤンを、彼の経験からいって、国会に関する小委員会に配属し、大つた七つの大学で学びまたは教えたことがあり(民政局で)政変(「選挙法」)を担当していたルーストを人権に関する小委員会に配属し、ラウエル自身はリリアス・タイツなど方々をするのでその任に就かないとして、ハンに前文の起草を委嘱し、重慶性の少ない任務は重慶性の少ない人に割り当てる」というやり方で、「三分の二の間にこの仕事をやり、この配属案をケイティス、ペック、それに自分の三人で再検討して、きままでの決定を加えて、ハイットニに送付して、その承認を受けた」(10)のである。

会合の作業のなめとなる憲法委員会に、ケイティス、ペック、ラウエルの三人は、組織として、エリヤンが参加した。(余儀ながら、彼女は後にマッカーサーと結縁する。Hussey Papers が個人のファイルとしてはよく整理されているの

は彼女の功績なのかもしれない。)第三に、形式の面でも、二月四日の会合で、「憲法」を出したその他の点で、現行の日本の憲法の例に従うものとする(11)という極めて概略的な指示がなされたにすぎない。もしいくらでも総司令部案起草の準備作業が進められていたとすれば、若干の条文についてサンプルが示されるといふようなことがあってもよい筈だが、そういうこともない。その結果、各小委員会が起草した草案の間で、一つの条文中長さ、項の分け方、その他の体裁の面でのかなりの不一致が生じている。さらに、人権に関する小委員会は、めまぐるしく案文を書きおろした小委員会が多い中で、財政の草の第一次草案の起草を一人で担当したリソンのように、明治憲法が出現点としてそれに必要な改正を加える——彼は第一次草案で、明治憲法との差異を「new」、「unchanged」、「revised」というような形で明示している(12)——というやり方をとっている者もあるというわけである。

それだけに、憲法委員会の果たした役割は大きかった。憲法委員会は、全体の調整にあたるだけでなく、各小委員会の起草した案を徹底的に検討して修正を求め、地方自治の案については第一次草案を全面的に斥けて自ら新しく案を起草させているのである。

このように、二月三日になされた、総司令部案を起草するという決定は、即座に実行に移され、二月二日には、作業を完了する。それは、迅速を旨とした作業であった。しかしながら、総司令部案の起草にあたっては、民政局はそれまでの日本の統治機構の民主化のために進んで来たさまざまな分析の成果が生かされたことも、忘れてはならない。そのことが、短期日の間に憲法改正案を立案したことの一つの重要な背景となっているのである。

- (1) 高橋・大友・田中一巻一〇頁。
- (2) 一九四四年八月二日の総務のイタナリ。
- (3) この案は、星野・史・日本国憲法二〇二頁(一九四二)が、一九四五年二月三日の各課にハイットニがケイティスに、民政局が憲法を起草することになる旨を通知したことに付いて、筆者が草案を起草したのと同じことである。マッカーサーは、自分はケイティスと一緒に仕事をし、しばしば一緒に食事をしていないが、そういうことは一度も聞いたことがない(13)と述べ、二月四日の会合の時の様子をあらわす。総司令部案を起草することについてはケイティスにとっても初手であったに違いない、と語っている。
- (4) 高橋・大友・田中一巻三頁以下。
- (5) 原稿二巻二七頁以下。
- (6) 同二巻四二二頁以下。SWNCCとは、一九四四年一月に設立した「その基本委員会は一九四五年一月に設立された The State-War-Navy Coordinating Committee (総務・陸軍・海軍三省

閣僚委員会)の略称である。通常ケイティスと語られたが、ラウエルによれば、民政局内ではしばしばスワンとも語られたといふことである。

この委員会が、戦後の占領政策の「マニフエスタ」を行なう機関としては、事実上最高の地位にあった。SWNCC-1121は、この委員会の第三十三号文書である。この文書の起草過程は、National Archives of the FBI (RG 858, Box 40) によって知られるが、それによると、「草案」の成立の最後の二回は、一九四五年一月二二日に内務省で進められた。

(1) 高橋・大友・田中一巻一三頁。

(2) 一九四四年八月二日に憲法が成立したインダヤナは、ラウエルは、次のように述べている。「このSWNCC-1121を管理していたのは、ケイティスです。彼はこの文書を、閣の各課に送付して、それらに各課が意見を述べた。私は、一月二〇日と二二日の間、それらに意見を述べた。これは、一連の草案の修正になった。どういった、われわれのところから閣議に送られたのか、PO LAD (政治顧問)は、日本人閣員は数々の親をもつていたからである。」

(3) 高橋・大友・田中一巻一〇頁。

(4) 同二巻二〇三頁。

(5) 高橋(註)「インダヤナ」。民政局の職務分担については、後掲の一九四四年一月二二日の憲法制定準備委員会の会合の議程によつて知られた。

(6) 高橋・大友・田中一巻一〇頁。

(7) 各小委員会の起草した草案は、Hussey Papers の中にある。

二 一九四六年一月の民政局

マッカーサーの案文の案文のためには、日本の憲法の改正が必要であることだ。民政局は十分認識していた。また、SWNCC-1121は、「最高司令官は、日本政府の憲法に於いて、日本の統治機構が次のような一連の目的を達成することと改正されるべきことについて、注意を喚起しなければならぬ」として挙げている七項目の一つで、「日本国民が、その自由憲法を擁護しようとする方法で、憲法改正または憲法を起草し、採択すること」を掲げている(14)。にもかかわらず、民政局は、何故に準備不足であったのか。

その主な原因としては、次のことが考えられる。政局は、マッカーサーが一九四五年一月四日に(東京警察官の閣僚総理であった)近衛文相に就いて、さらに同一月一日に(同月九日に首相となった)隆裕親王に就いて、憲法改正の承認を得たことと、SWNCC-1121は、「日本政府憲法に対する拒否の略記」は終ったと述べていたのだからである。そして、(前二回に述べたように)政局としては、松本義典の草案の草案として、歴史的には、松本義典の草案が提出されたものと見てよいのであるから、日本側の案が提出されてか

これを批判できるような用慮をしておられる。従って本格的な検討はその時でよい——という態度をとっていただると思われる。

しかしそれにして、松本委員の案が極めて保守的だということも推察される。出来事はあつても、それが総司令部に民主的であるようなものなら、信ずる根拠たりうる証拠は向もなかった。とすれば、かつてアラスカ（政治顧問）が近衛に示したような憲法草案の示唆をうけるなら、それはむしろ、たのびではないか。少なくとも、念には念を押すということもあるのだから。

もしこのような示唆をすることが民政局長という地位で考えざるべきである問題として、近頃では日本政府から案を提出されることは予測されていたし、現に、総司令部内閣に於いて松本委員会がなるべく早くその作業を完了するように催促している。それなのに、なぜ憲法作業が進められなかったのか。

別の言葉でいえば、一月の間、民政局は何をしてきたのか。

ケイティスもラウエルも、筆者の質問に答えて、一月中は他の仕事にかり切られて、日本の政治機構について一般的な研究をすることはあつても、特に憲法について調べるということにはなかつた。ケイティスは、（一月四日に指令

の出た）公断連放の問題にかり切られてあつたと言ふ。ラウエルは、連放のほか、アメリカ憲兵士の非行の調査、選挙法改正問題ならざるもの仕事をしたと述べる。

この話は、信用してよいように思われる。事務にあつた場合、時間的に他を要する仕事に追われ、そのために、時が経つてみれば無きに等しい意味をもつ問題の考察がおそりになるといふことは、珍しくない。特に、この場合のうちに、後で、他の人が作つた案を基に本格的な検討をしなければならぬ、なることが分つてくる場合には、余計に日延しになり易い。

その上、民政局長は、局、部という訳がきつていないような、小さな組織であつたから、なほさうのことであつた。

Washington National Record Center には、その時々、民政局長の人員配置が記されている（見）が、それによると、一九四六年一月二日現在の民政局長は「計一五名」、二月四日現在の数は「一五名」、二月二日現在の数は「一五名」とすれば、それぞれのメンバーが日中の担当の仕事に専念していたとしても、全然不慮ではない。このような事情が、松本委員会がもう少しは保守的な案を出して来るだろうという楽天的思い込みと重なつて、後からみると不慮

なほど、用事がなされなかつたのである。

この人員配置で気がついたことは、二月四日のリストにラウエルの名前が載つてゐることである。ラウエルが局長に就いたことによれば、彼は、陸軍の事情もあつて、なるべく早く除隊になるよう希望してゐた。そしていつか、二月四日に帰国する予定になつてゐたが、松本案のスクープなどのために、陸軍は延期となり、総司令部案の起草にあたることになつた。二月四日の名簿に名前がないのは、その日に帰国してゐるからであつた。かつたからであるということである。（案を採らば、総司令部案を基礎として日本憲法が書かれることが決定してから数日後、二月末に帰国してゐる）

憲法改正問題の主たる担当者であつたラウエルが二月四日に帰国することになつてゐたことは、一九四六年一月の民政局長の要領表を端的に物語するといふ。

(13) SWANCO-1126、補遺（例）（番号）本支、田中（巻四二二三頁）

(14) Washington National Record Center 庶務の "Memorandum for the Chief, Government Section — Subject: General Statement with Respect to the Sources of Jurisdiction of Projects of the Planning Group, Public Administration Branch, Government Section"（ケイティスの署名がある）日付は一九四六年一月二日）によれば、憲法の

問題には、ラウエルの職務的関係があり、今後の研究は「アスリート and/or コーレス」を必要とする。その期間、日本憲法を起草する作業を批判しうる立場にいらなければ、日本憲法の起草作業の進展として表出されるべきである」としてゐる。（この文書は、ラウエルが返してこつた手紙の添付である）(15) RG 831, Box 2187.

三 民政局の人々

前回は紹介した一月十七日の憲法顧問委員会との会合の記録（見）は、出席した民政局長の経歴の紹介で始まつてゐる。総司令部案の起草にあつた人々がこのような背景をもつてゐたかを知るのに役に立つのである。以下、そこに掲げられた一人一人を紹介してゐる。

これらの資料から明らかになるのは、民政局長の中心メンバーは、何れも米軍が占領した。またその中には、三三三の法律家（見）が、また数人に政治的、行政的、司法的経験をもつ人も数人含まれてゐた。憲法に照してからも、その多くが、憲法担当者たるべき訓練を受けた。だが、関係者の経験が豊富である、日本に對する知識は、必ずしも狭くない人があつたのである。あつたもののことは、戦前のアメリカにおける日本研究が、いかに限られてゐたのである。たゞの反映するべきである。

担当者として掲げられてゐるのは、この資料に記載されてゐるところである。ケイティス内は、総司令部案起草の際の分担である。なお、人名の読み方を示したのは、高橋、大友、田中「日本国憲法制定の過程」の読み方に参照し、大友、田中、高橋の読み方を訂正する意味もある。また年数は、一九四六年一月当時のものである。

Charles L. Kadosh (ケイティス)。民政局長行政部長（憲法顧問委員会）歩兵大佐。ネービー・ヨーク州ニューバーク出身。四〇歳。コネル大学、ヘイワード大学、ロースタール大学。Hays, Kings, Delafield and Longfellow 法律事務所（ネービー・ヨーク州）顧問（一九三〇—三三年）。連邦公共事業局法律顧問（Assistant General Counsel to the Federal Public Works Administrator）（一九三三—三七年）。合衆国防務法律顧問（一九三七年—四二年）。一九四二年四月から、兵役に服し、歩兵学校（Infantry School）、指揮参謀学校（Command and General Staff School）卒業後、連軍民事務局（Civil Affairs Division）に勤務した後、第七軍および第一空挺隊の G-15 部に配属され、南フランスへの侵襲およびアルプス作戦、ライオンラント作戦に従事。勲功章を授けられた。ケイティスは従軍者に対し、日本の占領の初期には、総司令部内でも、自分

が法律家であることを知らず、生粋の軍人だと思つてゐる人があつたと語つたが、なるほどと思はれる戦歴である。

Guy J. Swope (スワップ)。国会、選挙担当（立法権に關する小委員会）

海軍中佐。ペンシルヴァニア州ヘリスバーグ出身。五三歳。教員養成大学を出た後コロネビア大学卒。百貨店の経営、店長の職務責任者。合衆国士、税理士、銀行員、ペンシルヴァニア州知事、合衆国内務省農林局長（Director of U. S. Territories）を歴任。一九四三年五月から海軍で勤務。軍務にある間にプリンストン大学に置かれた海軍軍政学校（Navy School of Military Government）およびコロネビア大学を卒業し、サイベンの軍政学校の行政官として勤務。また、海軍軍政学校で講義をしたこともある。

Alfred R. Hussey, Jr. (ハッセイ)。中興政府の組織担当（憲法顧問委員会、司法権に關する小委員会）

海軍中佐。マサチューセッツ州ブリュクス出身。四四歳。ヘイワード大学卒業（政治専攻）後、ワシントン大学ロースタール卒業。主要大学を履修して卒業した人々の会である Phi Beta Kappa のメンバー。一九三〇年から一九四二年九月に兵役に服するまで、弁護士業務に従

事。その間、マサチューセッツ州の第一の裁判所である superior court のチャンセリー（chancery）の補助裁判官（auditor）あるいは special master）を勤め、さらに地方公共団体で（選挙によりあるいは任命により）さまざまな地位に就いた。海軍では、太平洋地域の水陸両用部隊訓練総局で、補給・備品・法務を担当することなどのほか、プリンストン大学で開かれた海軍軍政学校、ヘイワード大学で開かれた民政訓練学校（Civil Affairs Training School）を卒業した。

Milo E. Rowell (ラウエル) (5)。憲法顧問委員会、司法権に關する小委員会

海軍中佐。カリフォルニア州アンソノ出身。四二歳。スタンフォード大学卒業後、ヘイワード大学ロースタールに入學。二年になる頃にスタンフォード大学ロースタールに入學し、そこで卒業。一九二六年から一九四三年七月に兵役に服するにいたるまで、アンソノで弁護士業務に従事。とくに、会社が政府諸機関との関係で処理しなければならぬ法務問題を専門としてゐた。その間、ロサンゼルスで合衆国法務官（Assistant U. S. attorney）をしてゐた。軍務に服してから、陸軍総司令部官舎学校（Provost Marshal General's School）、海軍軍政学校、シカゴ大学で

開かれた民政訓練学校を卒業し、同民政訓練学校およびロースタールのオロベイ（Oro Bay）での民政分隊で勤務をした。また太平洋地区陸軍第三〇部隊の指揮官としてゐる。その勇敢な行為に對し、勲功章が与えられ、またフィリピン政府から勲功章が与えられてゐる。「ラウエルは、当時の民政局長の中で、最も少くない共和党支持者の一人であつた。彼は憲法に關つたところによると、民政局長としての職務の際に、ホイットニーが、よく半分からいふ意味に「だが、共和党の意見を聞くのではない」と言つて、ラウエルの意見を求めたといふことである。

Pieter K. Roest (ハーレスト)。政務

憲法顧問委員会（人権に關する小委員会）海軍中佐。カリフォルニア州サンフランシスコ出身。四七歳。オランダのライデン大学医学部卒業。シカゴ大学で人類学および社会学を研究して博士号を受ける。さらに南カリフォルニア大学（U. S. C.）で国際関係、法律および経済を研究。インドのマドラスにある小さな大学で講義をしたことがある。オーストラリアのナッシュビル、さらにシカゴにおける人間関係の交流を研究。オハイオ州のトリートワ大学（University of Toledo）の社会科学部、シカゴ市のリード大学（Reed College）の社会科学部卒業し、また合衆国政府（Surplus

米国の薬事法根本改正 (下)

——コンセンサス法案とその議会審議——

読者諸君へ

宮野晴雄

規制緩和に必要事項のすべてが個々の原案とに照合されるモノグラフの内、そのうちを先行して取り出す手段に関する要件を規定する第二章の第三節がコンセンサス法案の核心をなしており、筆者はそれを中心に述べた。今回は、第二章の残る重要部分である製品の認可(第四節)と、製品の臨床試験での使用(第五節)の關係、それに第三章以下を、主として紹介する。

文中BとC法とあるのは、薬事食品医薬品化粧品法の略である。

五、最終製品(製品)の認可

1 五年間の排他的データ使用

〔二二条〕モノグラフのその他の製品認可の關係を規定する第二章第四節の中で、二二条(四)款の排他的データ使用期間の設定が際立って重要である。

これは先発メーカーに、第二のベタント、ともいへば追加的保護を与えることとなる。その五年間がすぎると、他のメーカーはこのデータを保存して、市場に投入できるという二つの面をもっている。

二つの面を製造、配布(流通)、または米国内に輸入しようとする者は、あらかじめ認可を得なければならないとする二二条の総則に照らして、「認可」というのが二二条で定められている。そこではまず(四)款で、製品に含まれる原体のモノグラフがすでに発行されており、かつその原体の製造には、製品の類型と力価が含まれている場合には、その認可を受けることができる。また、「モノグラフ発行後の連続性の制限」という(五)款で、先発メーカーの排他的データ使用と、その期間が定められている。

モノグラフの発効後五年間は、(四)規定の申請への認可を、モノグラフ発行の請

願者(通常は、そのモノグラフによる製品の先発メーカーになる)が、長官に文書で許したか、または(四)申請者が、モノグラフ発行の決定を十分に支持する前臨床および臨床試験のデータと情報を提出した、のいずれかの場合を除いて、長官はそのモノグラフのもので第二の認可を、与えてはならないとするのがそれである(一)。

モノグラフ発行の決定を支持するデータと情報をめぐり出すのに、先発企業は数百万ドルと数年の年月を費すため、その投資と見合ひリターンな保護を、与えるという主張なのだが、しかし、そのような特別な保護を要するに、は、がある。

2 二重違反の罰則

排他的使用期間の設定は、逆にいうと、その期間の経過後は、後発メーカーは先

発メーカーのデータに依存して、つまり、自らは全くデータをつくらなくても、製品認可が得られることを意味する。本条には、この側面(競争の促進)が、あきらかに含まれている。

先発者の保護による研究開発の促進と、製品間の競争の助長という主要立法政策目標間の二重違反を調整しながら、あわせて、先発メーカーのデータに依存できないため重複試験を要求する現行法のもとの不合理(後述)を、是正しようとする。

加えて、五年間という期間の長さも適当に調整することにより、利害關係が相反する各当事者間の妥協(たとえばデータ完全開示とのトレード・オフ)が得られやすいという立法技術上のメリットもある。このような意味で二二条(四)款は、規定そのものは正しいが、法案における、そのような役割をになっている。

第二のベタントとしての面と、重複試験の回避という二つにつき、もう少し述べておこう。

五年間の排他的データ使用は、特許その他の保護とは全く別で、その期間は特許期間とは、併行的に進行するため、きわめて有効な「第二のベタント」になる。特許期間は十七年だが、医薬品の場合は、実際に市販される時点ですでに数年は経過に経過しているなどの理由から、この追加的保護は、ブランド・メ

Marketing Administration) 海外農業関係局 (Office of Foreign Agricultural Relations) に勤務したことがある。一九四二年二月は兵役に服し、オランダ海軍、オーストラリア海軍との連絡特務をしたことがある。軍政学校およびイェールで開かれた民政訓練学校を卒業している。

Cecil G. Tilton (ティルトン) 地方の行政組織担当 (地方行政に関する小委員会)

陸軍少佐。アラバマ州アレコット出身。四四歳。キャリフォルニア大学およびベクトリア大学にシキス・スクリュー卒業。ベクトリア大学、コネチカット大学で教えたことがあると共に、産業業、United Aircraft Corporation のコンサルタント、合衆国物価統制局 (Office of Price Administration) の行政官をしている。陸軍の経験、行政について研究し、日本、中国、満洲、朝鮮を旅行したことがある。一九四三年八月から兵役に服し、その間、シカゴ大学で開かれた民政訓練学校の教官として陸軍における軍政について教えた。また、日本の統治に関する指導書 ASP Manual M3541 を執筆した。陸軍総司令官所轄学校および軍政学校を卒業している。

Frank Rizzo (リゾ)。外事担当 (財政に関する小委員会) 陸軍大尉。ニューヨーク市出身。四

二歳。コーネル大学卒業後、ニューヨーク大学およびジョージ・ワシントン大学で大学院で、計三年間、経済、財政、国際關係を研究した。投資銀行業務に従事。一九四二年九月に兵役に服する前は、全国証券業者協会 (National Association of Securities Dealers) の主任経済分析専門員 (chief economist and technical experts) をしていた。兵役に服してからも、各種の管理的業務にあたり、その間、占領地から陸軍省および一般政府機関への情報の流れの組織化に当り、また、日本に関する財政問題についての指針を起草したりしている。歩兵学校、デューク大学で開かれた軍政下の統制官校訓練コースを卒業し、かつ、イェール大学で開かれた民政訓練学校に出席した。陸軍省から表彰されたことがある。

Osborne Hauge (ハウグ)。国会議員、新聞記者兼編集担当 (立法技術に関する小委員会)

ワシントン D. C. 出身。三二歳。セント・オラフ大学 (St. Olaf College) (ミネソタ州) 卒業。一九三五年から三十七年まで、週刊の新聞の編集に従事。一九三七年から四二年まで全国ルイビル派紙の広報主任。一九四二年から四四年一〇月に兵役に服するまで、米ノルウェー大使館勤務。プリンストン大学で開かれた軍政学校およびスタンフ

ード大学で開かれた民政訓練学校卒業。Milton J. Esman (エスマン)。公務員制度担当 (行政権に関する小委員会) 陸軍中尉。ペンシルヴァニア州ピッツバーグ出身。二七歳。コーネル大学卒業後、プリンストン大学の大学院で政治学行政学を研究し、博士号を取得。一九四二年一月に兵役に服するまで、合衆国人事院 (Civil Service Commission) の研究員 (administrative analyst) であった。軍艦に在籍する間、ニュー・オーリンズ海軍基地で陸軍・教育担当副長を、また、軍政学校およびベクトリア大学で開かれた民政訓練学校を卒業した。

Richard A. Poole (プール)。外事担当 (天皇・条約・投票規定に関する小委員会)

海軍少尉。ニューヨーク州サマセット出身。二六歳。ベクトリア大学 (Haverford College) 卒業 (政治専攻) 後、ターナー外交学校 (Turner's Diplomatic School) で学ぶ。一九四一年國務省に入り、カナダのモントリオール、スエーデンのベルゼロナで副領事を勤める。一九四四年一月兵役に服し、プリンストン大学で開かれた海軍軍政学校卒業。

なお、このリストには載っていないが、民政局長のマイヤートニ (Courtney Whitney) は、一八九九年ワシントン

州生まれ。若い時から陸軍に勤務。一九一八年、飛行学校での訓練を終えて少尉に任官。軍艦に在籍しながら、ジョージ・ワシントン大学ロー・スクールに学び、一九二二年に卒業。法廷業務に従事していたのは、陸隊にいた一九二七年から三五年まで、マニラにおいてである(四)。

「附記」幾何学部案の起草に当たった人々は、ここに掲げた一〇名のほか、五名、計一五名である。それらの人々の氏名および担当は、高橋、大友、田中、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五〇、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七〇、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇、四一一、四一二、四一三、四一四、四一五、四一六、四一七、四一八、四一九、四二〇、四二一、四二二、四二三、四二四、四二五、四二六、四二七、四二八、四二九、四三〇、四三一、四三二、四三三、四三四、四三五、四三六、四三七、四三八、四三九、四四〇、四四一、四四二、四四三、四四四、四四五、四四六、四四七、四四八、四四九、四五〇、四五〇、四五二、四五三、四五四、四五五、四五六、四五七、四五八、四五九、四六〇、四六一、四六二、四六三、四六四、四六五、四六六、四六七、四六八、四六九、四七〇、四七一、四七二、四七三、四七四、四七五、四七六、四七七、四七八、四七九、四八〇、四八一、四八二、四八三、四八四、四八五、四八六、四八七、四八八、四八九、四九〇、四九一、四九二、四九三、四九四、四九五、四九六、四九七、四九八、四九九、五〇〇、五〇一、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇七、五〇八、五〇九、五一〇、五一〇、五一二、五一三、五一四、五一五、五一六、五一七、五一八、五一九、五二〇、五二一、五二二、五二三、五二四、五二五、五二六、五二七、五二八、五二九、五三〇、五三一、五三二、五三三、五三四、五三五、五三六、五三七、五三八、五三九、五四〇、五四一、五四二、五四三、五四四、五四五、五四六、五四七、五四八、五四九、五五〇、五五一、五五二、五五三、五五四、五五五、五五六、五五七、五五八、五五九、五六〇、五六一、五六二、五六三、五六四、五六五、五六六、五六七、五六八、五六九、五七〇、五七一、五七二、五七三、五七四、五七五、五七六、五七七、五七八、五七九、五八〇、五八一、五八二、五八三、五八四、五八五、五八六、五八七、五八八、五八九、五九〇、五九一、五九二、五九三、五九四、五九五、五九六、五九七、五九八、五九九、六〇〇、六〇一、六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇六、六〇七、六〇八、六〇九、六一〇、六一〇、六一二、六一三、六一四、六一五、六一六、六一七、六一八、六一九、六二〇、六二一、六二二、六二三、六二四、六二五、六二六、六二七、六二八、六二九、六三〇、六三一、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四二、六四三、六四四、六四五、六四六、六四七、六四八、六四九、六五〇、六五一、六五二、六五三、六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九、六六〇、六六一、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六、六六七、六六八、六六九、六七〇、六七〇、六七二、六七三、六七四、六七五、六七六、六七七、六七八、六七九、六八〇、六八一、六八二、六八三、六八四、六八五、六八六、六八七、六八八、六八九、六九〇、六九一、六九二、六九三、六九四、六九五、六九六、六九七、六九八、六九九、七〇〇、七〇一、七〇二、七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一一、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二一、七二二、七二三、七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三一、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四一、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五一、七五二、七五三、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、七五九、七六〇、七六一、七六二、七六三、七六四、七六五、七六六、七六七、七六八、七六九、七七〇、七七〇、七七二、七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七七八、七七九、七八〇、七八一、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、七九〇、七九一、七九二、七九三、七九四、七九五、七九六、七九七、七九八、七九九、八〇〇、八〇一、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一〇、八一二、八一三、八一四、八一五、八一六、八一七、八一八、八一九、八二〇、八二一、八二二、八二三、八二四、八二五、八二六、八二七、八二八、八二九、八三〇、八三一、八三二、八三三、八三四、八三五、八三六、八三七、八三八、八三九、八四〇、八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四六、八四七、八四八、八四九、八五〇、八五一、八五二、八五三、八五四、八五五、八五六、八五七、八五八、八五九、八六〇、八六一、八六二、八六三、八六四、八六五、八六六、八六七、八六八、八六九、八七〇、八七一、八七二、八七三、八七四、八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八〇、八八一、八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八、八八九、八九〇、八九一、八九二、八九三、八九四、八九五、八九六、八九七、八九八、八九九、九〇〇、九〇一、九〇二、九〇三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八、九〇九、九一〇、九一一、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六、九一七、九一八、九一九、九二〇、九二一、九二二、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、九三一、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四一、九四二、九四三、九四四、九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五〇、九五二、九五三、九五四、九五五、九五六、九五七、九五八、九五九、九六〇、九六一、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九六八、九六九、九七〇、九七一、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇、一〇一一、一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一五、一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九、一〇二〇、一〇二一、一〇二二、一〇二三、一〇二四、一〇二五、一〇二六、一〇二七、一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇三一、一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、一〇六〇、一〇六一、一〇六二、一〇六三、一〇六四、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七〇、一〇七一、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇六、一一〇七、一一〇八、一一〇九、一一一〇、一一一一、一一一二、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一九、一一二〇、一一二一、一一二二、一一二三、一一二四、一一二五、一一二六、一一二七、一一二八、一一二九、一一三〇、一一三一、一一三二、一一三三、一一三四、一一三五、一一三六、一一三七、一一三八、一一三九、一一四〇、一一四一、一一四二、一一四三、一一四四、一一四五、一一四六、一一四七、一一四八、一一四九、一一五〇、一一五一、一一五二、一一五三、一一五四、一一五五、一一五六、一一五七、一一五八、一一五九、一一六〇、一一六一、一一六二、一一六三、一一六四、一一六五、一一六六、一一六七、一一六八、一一六九、一一七〇、一一七一、一一七二、一一七三、一一七四、一一七五、一一七六、一一七七、一一七八、一一七九、一一八〇、一一八一、一一八二、一一八三、一一八四、一一八五、一一八六、一一八七、一一八八、一一八九、一一九〇、一一九一、一一九二、一一九三、一一九四、一一九五、一一九六、一一九七、一一九八、一一九九、一二〇〇、一二〇一、一二〇二、一二〇三、一二〇四、一二〇五、一二〇六、一二〇七、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一一、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、一二二〇、一二二一、一二二二、一二二三、一二二四、一二二五、一二二六、一二二七、一二二八、一二二九、一二三〇、一二三一、一二三二、一二三三、一二三四、一二三五、一二三六、一二三七、一二三八、一二三九、一二四〇、一二四一、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五、一二四六、一二四七、一二四八、一二四九、一二五〇、一二五一、一二五二、一二五三、一二五四、一二五五、一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六一、一二六二、一二六三、一二六四、一二六五、一二六六、一二六七、一二六八、一二六九、一二七〇、一二七一、一二七二、一二七三、一二七四、一二七五、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八一、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九一、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三一〇、一三一〇、一三一二、一三一三、一三一四、一三一五、一三一六、一三一七、一三一八、一三一九、一三二〇、一三二一、一三二二、一三二三、一三二四、一三二五、一三二六、一三二七、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三一、一三三二、一三三三、一三三四、一三三五、一三三六、一三三七、一三三八、一三三九、一三四〇、一三四一、一三四二、一三四三、一三四四、一三四五、一三四六、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇、一三五〇、一三五二、一三五三、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一三五九、一三六〇、一三六一、一三六二、一三六三、一三六四、一三六五、一三六六、一三六七、一三六八、一三六九、一三七〇、一三七〇、一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七六、一三七七、一三七八、一三七九、一三八〇、一三八一、一三八二、一三八三、一三八四、一三八五、一三八六、一三八七、一三八八、一三八九、一三九〇、一三九一、一三九二、一三九三、一三九四、一三九五、一三九六、一三九七、一三九八、一三九九、一四〇〇、一四〇一、一四〇二、一四〇三、一四〇四、一四〇五、一四〇六、一四〇七、一四〇八、一四〇九、一四一〇、一四一一、一四一二、一四一三、一四一四、一四一五、一四一六、一四一七、一四一八、一四一九、一四二〇、一四二一、一四二二、一四二三、一四二四、一四二五、一四二六、一四二七、一四二八、一四二九、一四三〇、一四三一、一四三二、一四三三、一四三四、一四三五、一四三六、一四三七、一四三八、一四三九、一四四〇、一四四一、一四四二、一四四三、一四四四、一四四五、一四四六、一四四七、一四四八、一四四九、一四五〇、一四五〇、一四五二、一四五三、一四五四、一四五五、一四五六、一四五七、一四五八、一四五九、一四六〇、一四六一、一四六二、一四六三、一四六四、一四六五、一四六六、一四六七、一四六八、一四六九、一四七〇、一四七一、一四七二、一四七三、一四七四、一四七五、一四七六、一四七七、一四七八、一四七九、一四八〇、一四八一、一四八二、一四八三、一四八四、一四八五、一四八六、一四八七、一四八八、一四八九、一四九〇、一四九一、一四九二、一四九三、一四九四、一四九五、一四九六、一四九七、一四九八、一四九九、一五〇〇、一五〇一、一五〇二、一五〇三、一五〇四、一五〇五、一五〇六、一五〇七、一五〇八、一五〇九、一五一〇、一五一〇、一五一二、一五一三、一五一四、一五一五、一五一六、一五一七、一五一八、一五一九、一五二〇、一五二一、一五二二、一五二三、一五二四、一五二五、一五二六、一五二七、一五二八、一五二九、一五三〇、一五三一、一五三二、一五三三、一五三四、一五三五、一五三六、一五三七、一五三八、一五三九、一五四〇、一五四一、一五四二、一五四三、一五四四、一五四五、一五四六、一五四七、一五四八、一五四九、一五五〇、一五五一、一五五二、一五五三、一五五四、一五五五、一五五六、一五五七、一五五八、一五五九、一五六〇、一五六一、一五六二、一五六三、一五六四、一五六五、一五六六、一五六七、一五六八、一五六九、一五七〇、一五七一、一五七二、一五七三、一五七四、一五七五、一五七六、一五七七、一五七八、一五七九、一五八〇、一五八一、一五八二、一五八三、一五八四、一五八五、一五八六、一五八七、一五八八、一五八九、一五九〇、一五九一、一五九二、一五九三、一五九四、一五九五、一五九六、一五九七、一五九八、一五九九、一六〇〇、一六〇一、一六〇二、一六〇三、一六〇四、一六〇五、一六〇六、一六〇七、一六〇八、一六〇九、一六一〇、一六一〇、一六一二、一六一三、一六一四、一六一五、一六一六、一六一七、一六一八、一六一九、一六二〇、一六二一、一六二二、一六二三、一六二四、一六二五、一六二六、一六二七、一六二八、一六二九、一六三〇、一六三一、一六三二、一六三三、一六三四、一六三五、一六三六、一六三七、一六三八、一六三九、一六四〇、一六四一、一六四二、一六四三、一六四四、一六四五、一六四六、一六四七、一六四八、一六四九、一六五〇、一六五一、一六五二、一六五三、一六五四、一六五五、一六五六、一六五七、一六五八、一六五九、一六六〇、一六六一、一六六二、一六六三、一六六四、一六六五、一六六六、一六六七、一六六八、一六六九、一六七〇、一六七〇、一六七二、一六七三、一六七四、一六七五、一六七六、一六七七、一六七八、一六七九、一六八〇、一六八一、一六八二、一六八三、一六八四、一六八五、一六八六、一六八七、一六八八、一六八九、一六九〇、一六九一、一六九二、一六九三、一六九四、一六九五、一六九六、一六九七、一六九八、一六九九、一七〇〇、一七〇一、一七〇二、一七〇三、一七〇四、一七〇五、一七〇六、一七〇七、一七〇八、一七〇九、一七一〇、一七一一、一七一二、一七一三、一七一四、一七一五、一七一六、一七一七、一七一八、一七一九、一七二〇、一七二一、一七二二、一七二三、一七二四、一七二五、一七二六、一七二七、一七二八、一七二九、一七三〇、一七三一、一七三二、一七三三、一七三四、一七三五、一七三六、一七三七、一七三八、一七三九、一七四〇、一七四一、一七四二、一七四三、一七四四、一七四五、一七四六、一七四七、一七四八、一七四九、一七五〇、一七五一、一七五二、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六、一七五七、一七五八、一七五九、一七六〇、一七六一、一七六二、一七六三、一七六四、一七六五、一七六六、一七六七、一七六八、一七六九、一七七〇、一七七〇、一七七二、一七七三、一七七四、一七七五、一七七六、一七七七、一七七八、一七七九、一七八〇、一七八一、一七八二、一七八三、一七八四、一七八五、一七八六、一七八七、一七八八、一七八九、一八九〇、一八九一、一八九二、一八九三、一八九四、一八九五、一八九六、一八九七、一八九八、一八九九、一九〇〇、一九〇一、一九〇二、一九〇三、一九〇四、一九〇五、一九〇六、一九〇七、一九〇八、一九〇九、一九一〇、一九一一、一九一二、一九一三、一九一四、一九一五、一九一六、一九一七、一九一八、一九一九、一九二〇、一九二一、一九二二、一九二三、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九、一九三〇、一九三一、一九三二、一九三三、一九三四、一九三五、一九三六、一九三七、一九三八、一九三九、一九四〇、一九四一、一九四二、一九四三、一九四四、一九四五、一九四六、一九四七、一九四八、一九四九、一九五〇、一九五一、一九五二、一九五三、一九五四、一九五五、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇、一九六一、一九六二、一九六三、一九六四、一九六五、一九六六、一九六七、一九六八、一九六九、一九七〇、一九七一、一九七二、一九七三、一九七四、一九七五、一九七六、一九七七、一九七八、一九七九、一九八〇、一九八一、一九八二、一九八三、一九八四、一九八五、一九八六、一九八七、一九八八、一九八九、一九九〇、一九九一、一九九二、一九九三、一九九四、一九九五、一九九六、一九九七、一九九八、一九九九、二〇〇〇、二〇〇一、二〇〇二、二〇〇三、二〇〇四、二〇〇五、二〇〇六、二〇〇七、二〇〇八、二〇〇九、二〇一〇、二〇一一、二〇一二、二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二一、二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三一、二〇三二、二〇三三、二〇三四、二〇三五、二〇三六、二〇三七、二〇三八、二〇三九、二〇四〇、二〇四一、二〇四二、二〇四三、二〇四四、二〇四五、二〇四六、二〇四七、二〇四八、二〇四九、二〇五〇、二〇五一、二〇五二、二〇五三、二〇五四、二〇五五、二〇五六、二〇五七、二〇五八、二〇五九、二〇六〇、二〇六一、二〇六二、二〇六三、二〇六四、二〇六五、二〇六六、二〇六七、二〇六八、二〇六九、二〇七〇、二〇七一、二〇七二、二〇七三、二〇七四、二〇七五、二〇七六、二〇七七、二〇七八、二〇七九、二〇八〇、二〇八一、二〇八二、二〇八三、二〇八四、二〇八五、二〇八六、二〇八七、二〇八八、二〇八九、二〇九〇、二〇九一、二〇九二、二〇九三、二〇九四、二〇九五、二〇九六、二〇九七、二〇九八、二〇九九、二一〇〇、二一〇一、二一〇二、二一〇三、二一〇四、二一〇五、二一〇六、二一〇七、二一〇八、二一〇九、二一一〇、二一一〇、二一一二、二一一三、二一一四、二一一五、二一一六、二一一七、二一一八、二一九九、二二〇〇、二二〇一、二二〇二、二二〇三、二二〇四、二二〇五、二二〇六、二二〇七、二二〇八、二二〇九、二二一〇、二二一一、二二一二、二二一三、二二一四、二二一五、二二一六、二二一七、二二一八、二二一九、二二二〇、二二二一、二二二二、二二二三、二二二四、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇、二二三一、二二三二、二二三三、二二三四、二二三五、二二三六、二二三七、二二三八、二二三九、二三四〇、二三四一、二三四二、二三四三、二三四四、二三四五、二三四六、二三四七、二三四八、二三四九、二三五〇、二三五〇、二三五二、二三五三、二三五四、二三五五、二三五六、二三五七、二三五八、二三五九、二三六〇、二三六一、二三